

重紐をめぐる幾つかの問題(5)

—三根谷説 (/k:kj/等) —

吉池孝一・中村雅之

1. はじめに

中村：前は、反切が付された韻書の小韻代表字をどのように呼ぶか議論しました。中国では“被切字”とするのが普通です。日本には帰字もしくは被切字とする異なる二種の呼び方が有ります。とくに類相関を議論する場合には帰字という用語は常用されます。

吉池：被切字は「反切が付された字」という意味ですから、韻書に於ける事実をそのまま述べた用語です。それに対して、帰字は「帰納された字」という意味ですから。「反切→帰字」というように用語自体のなかに一定の意味が内在しており、色が付いているとも言えます。用語自体に色が付いていることは好ましくありません。そこで、われわれは帰字ではなく、被切字を使用して今後の議論をしようということになりました。

中村：日本で帰字が使われるのは、日本に伝わる『韻鏡』の影響とおもわれます。『韻鏡』の序文には「帰字例」というものがあります。この帰字の帰は動詞で、「帰字例」は「字を帰(納)する例」であり、この場合の帰字は一つの用語ではないと見る事ができます。しかし、これが契機となり、日本では、韻書の被切字までも帰字と称する習慣が定着したようです。

吉池：以上が前回の議論ですね。これまで、重紐をめぐる周辺的な問題を扱ってきました。だいぶ遠回りをした感がありますが、もとに戻りましょう。

重紐をめぐる第一回目の議論のなかで、中村さんは次のように述べました。

「重紐の区別が介音の差にあるという、いわゆる有坂・河野説が有力になる中で、その音韻論的解釈においては、区別を声母に帰する (p: p̄j、k: k̄j 等) 説が三根谷氏によって提唱されました¹。私には全く合理性がないと思われる説なのですが、平山氏以降その説が意外なほど受け入れられたのは、重紐の紐が声母のことだとする日本でのとらえ方が無意識的に影響したのではないのでしょうか。いずれ、三根谷説についても議論する機会を持ちたいと思います。」

¹ 三根谷徹(1953)「韻鏡の三・四等について」『言語研究』22・23。三根谷徹著『中古漢語と越南漢字音』汲古書院、45-62頁所収による。

中村：はい。三根谷説は本当に不合理だと思います。そのことは中村雅之(1992)²で議論したことがあります。

吉池：重紐の区別を声母に帰す説を“三根谷説”と呼ぶことにすると、この箇所の議論について中村さんの考えを聞きたいと思います。三根谷説は「全く合理性がない」とはどのようなことを意図した発言でしょう。

中村：三根谷氏は音韻論的な解釈として、重紐の区別を声母に帰して、B類の/p, k/等に対して、A類を口蓋化した/pj, kj/等としました³。しかし、この説は切韻の反切の使用状況に全く合致しません。切韻の反切ではA類とB類の声母を区別していません。

吉池：“切韻の反切の使用状況に全く合致しません”とのことですが、その考えに就いては後で聞くこととして、まずは、三根谷徹(1953)という論文に沿って三根谷説を確認してみませんか。

2. 三根谷徹(1953)を読んで：表1

中村：異存ありません。三根谷徹(1953)は表を二つ出し、この二つの表に基づいて、舌音は重紐甲類(=A類)と乙類(=B類)の間中であるとします。舌音が中間であるとすると、音価を与えにくい。この問題を解決するために、重紐甲類と乙類の違いは韻母の部分すなわち介音や主母音にあるのではなく、声母にあるとして、舌音の問題を棚上げします。これは音韻論的解釈とのことですが、“舌音が重紐甲類・乙類の間中である”とする認識が、三根谷説の出発点となっています。

吉池：最初の表は、三根谷徹(1953)が述べることから分かることですが、有坂秀世(1937-1939)⁴が挙げた広韻の重紐の69対を資料として調査したものです。69対の被切字(三根谷氏は帰字と呼ぶので引用する場合は帰字とするが、我々の議論においては被切字と呼ぶ)と反切下字の対応表です。表中の点線は理解の便宜のため対談者が付したものです。[]内の数字は、三根谷徹(1953)によると、同一反切下字を使用する下記の3つの対(13)(15)(41)と、反切下字が対立を示さない1つの対(38)を除いた場合の数字です。

² 中村雅之(1992)「中古音重紐の音韻論的解釈をめぐって」『富山大学人文学部紀要』18、89-104頁。『中古音のはなし—概説と論考』所収、古代文字資料館、2007。

³ 三根谷(1953)では口蓋化声母/ \widehat{pj} /等が1子音であることを示すために、上に「^」がついているが、後の論文では省略しているので、我々も省略に従う。

⁴ 有坂秀世(1937-1939)「カーグレン氏の拗音説を評す(一)～(四)」『音聲學協會會報』1937年49号、1938年51号、53号、1939年58号。『国語音韻史の研究増補新版』三省堂所収「カーグレン氏の拗音説を評す」、1980年第7刷、327-357頁による。

(13) 賁(彼義切)・臂(卑義切)

(15) 髮(平義切)・避(毗義切)

(41) 密(美畢切)・蜜(美畢切)

(38) 敲(去双切)・蠅(羌印切)

なお()を付した(13)などの数字は、有坂秀世(1937-1939)で使用するもので、69対のうち第何番目の対であるかを示します。三根谷徹(1953)はこの表について命名しませんが、われわれは三根谷表1と呼ぶことにします。欄外下の数字は対談者によるものです。

三根谷表1

反切下字 帰字	牙喉音開口		牙喉音合口		唇音	
	甲	乙	甲(丙)	乙(丁)	甲	乙
牙喉音【D組】 甲	4[3]		7		1	
		20		14	2[0]	11[9]
唇音【C組(于類 を除く)】 甲			2		7[6]	1[0]
		2				13
舌上音【B ₂ 組】		2		2		1
齒頭音	6		2		3	
正齒音【A組】	5		1		7	
以類	9		4		2	
半齒音	1	1[0]			1	
半舌音【力類】	1	1	1	1	3	
	26[25]	26[25]	17	17	26[23]	26[23]

中村：有坂氏が挙げた69対の重紐例自体に問題があります⁵。しかしそれは措き、議論を複雑にしないため、とりあえずはそのまま受け入れることとしましょう。それでも表1の数と実際の数が合いません。

[]を無視して反切下字の数を合計すると138です。69対×2=138ですから数は合っています。他方の[]を考慮した数の合計は130です。(69-4)対×2=130で数は合っています。しかしこれらの数字には幾つかの問題があります。

⁵ 有坂氏は支韻幫母の重紐例「陂(彼爲切)【B類】・卑(府移切)【A類】」を脱す。また、有坂氏の「(61)丘(去鳩切)・杼(去秋切)共に尤韻開口溪母」は、「一見互に同音であるかの如く見える反切」であるから、69例に含まれることは問題ないが、尤韻は重紐を持たないはずの韻であり、上田正(1975)は「存疑」とする。注6の文献も参照されたい。上田正(1975)『切韻諸本反切総覧』京都大学・中文研究室内均社。

一つ目は、甲類被切字 (=帰字) の、反切下字の舌上音は、開口も合口も共に 0 となっています。しかし、有坂氏が挙げた 69 対の中には次の例があります。

(17) 膾(卿義切)【乙】・企(去智切)【甲】共に寘韻開口溪母

(22) 達(渠追切)【乙】・葵(渠追切)【甲】全く同じ反切、脂韻合口群母

甲類の反切下字の智と追は、ともに知母即ち舌上音ですから、三根谷表 1 の牙喉音開口・甲・舌上音【B₂組】には 1 の数字を、牙喉音合口・甲(丙)・舌上音【B₂組】には 1 の数字を入れなければなりません。しかし表 1 はそのようにはなっていません。

吉池：舌上音の甲類に 2 を加えると全体の数字が異なってきて、69 対 138 という数字と合わなくなるはずですが、三根谷表 1 自体の数字は“なぜか”整合性がとれています。どこかの数字に調整が施され、架空の数字 2 が加えられていると考えざるをえません。なお(22)番については、乙も甲も同じ反切なので、除外したとも考えられます。しかしそうであったとしても、牙喉音合口・甲(丙)・舌上音【B₂組】には、1[0]のように記されなければなりません。それが三根谷氏の表 1 のやり方です。しかし、そのようにはなっていません。不可解です。

もともと三根谷氏は、舌上音の甲類に 2 例加わるのは自説にとって、かえってありがたいと笑い飛ばすかもしれませんが。

中村：問題の二つ目は、下に挙げた(32)です。有坂秀世(1937-1939)は、下に挙げるように、至韻合口曉母の 3 つの小韻の対立とします。上田正(1975)によると、広韻の瞞(香季切)は王本では瞞(許鼻反)に相当し、開口であり、黓と重紐の対立を成すこととなります。なお黓は 69 対には含まれません。この 3 小韻の対立を、三根谷氏がどのように処理したかについては明示しません。

(32) 獐(許位切)【乙】・瞞(香季切)【甲】・脰(火季切)【甲】共に至韻合口曉母

吉池：おそらく、三根谷氏は、有坂氏に従って、瞞と脰の両者を合口とし、二種の合口小韻の一方を完全に削除したのでしょう。後者の脰は、広韻の至韻の後方に位置し、一字のみで小韻を成すので、増加小韻と見なして削除したとしても、広韻としては、特段の不都合はありません。表 1 の統計の数には含まれていないと見なしていいのでしょうか。

中村：いずれにしても、三根谷表 1 の数字に信を置くことはできませんが、大体の傾向は見て取ることはできそうです。今 69 対の反切下字について、私なりにまとめると、次の表 2 のようになります。A 類、B 類は三根谷氏の甲類、乙類です。C 類は A・B 類以外です。() で対応する三根谷氏の三根谷表 1 の用語と数字を示すことにします。

表 2

	A類被切字 (牙喉音開合口・唇音甲)	B類被切字 (牙喉音開合口・唇音乙)
A類下字 (牙喉音・唇音甲)	23 (21)	1 (1)
B類下字 (牙喉音・唇音乙)	2 (2)	54 (60)
歯音 3等 (正歯音)	12 (13)	0 (0)
歯音 4等 (歯頭音)	10 (11)	0 (0) ←61 番尤韻含む
舌音 3等 (舌上音)	2 (0)	5 (5)
日母 3等 (半歯音)	2 (2)	1 (1)
来母 3等 (半舌音)	5 (5)	2 (2)
于母 3等 (以類乙)	0 (0)	5 (0)
羊母 4等 (以類甲)	14 (15)	0 (0)
C類下字	0	1 ←61 番尤韻
	70 (69)	69 (69)

吉池：A類被切字（帰字）の合計が 69 ではなく、一つ多い 70 となるのは、先に言及した (32) 番の 3 小韻対立の例によるものですね。A類（甲類）の被切字（帰字）は二つあり、反切下字は「季」（A類見母）なので、一方を削って、A類下字の 23 を 22 にすれば 69 となるというわけです。C類下字というのは分りにくいですね。

中村：注 5 にあるように、有坂氏の「(61) 丘(去鳩切)・怵(去秋切) 共に尤韻開口溪母」については、「一見互に同音であるかの如く見える反切」という 69 例の定義に合うものですが、尤韻は軽唇音化を生じた韻であり、現在では重紐韻として扱いません。重紐韻以外の唇牙喉音ですから、C類ということになり、上でC類下字を 1 としているのもそれに従っています。ただし、重紐韻である幽韻が溪母を欠いていることから、(61) の尤韻のペアが本来幽韻にあるべきものではないかという論もあります⁶。なお、上の表では煩瑣を避けて(61) の例をC類被切字として独立させていません。私が出した表のC類の 1 例は、三根谷表 1 ではおそらくB類下字として数えることになるので、B類被切字/B類下字の(60)の中に含まれているということになります。なお、于母 3 等がB類被切字に対して 5 例用いられています。これについて三根谷表 1 は唇音の欄に「【C 組(于類を除く)】」とだけ述べて、于類をどこに入れるのか説明がありません。おそらく牙喉音の乙類（表 2 の B 類下字 60 例の中）に含まれるのでしょう。

⁶ この問題に関する詳しい議論は以下を参照。

季鈞菲『重紐現象の通時的的研究』pp. 54-56（博士論文。神戸市外国語大学 学術情報リポジトリとしてネット上に公開されている。公開日：2022 年 6 月 23 日）

吉池：中村さんが検証した数字と三根谷表 1 の数字はだいぶ異なりますね。特に A 類被切字の舌音 3 等（舌上音）の反切下字が異なる点は、議論に直接かかわる部分なので、深刻です。それはそれとして、三根谷表 1 に対して、三根谷氏自身は、次のように述べます。

「この 4 対【反切下字に有意味な対立が認められない 4 つの重紐の対：対談者】を除いた数を見ると、甲類の帰字に反切下字として現れるのは A 組、乙類の帰字に反切下字として現れるのは B₂ 組（力類を除く）であり、力類は甲乙両類に現れている。又この表には B₁ 組が現れない。」（51 頁）

中村：事実を指摘し、余計な判断は交えていませんね。

吉池：重紐 A 類（甲類）・B 類（乙類）の違いを、韻母部分の介音もしくは主母音の違いとする説に立つと、韻母を表わす反切下字に使用される歯頭音・正歯音・以類・半歯音【A 組】の声母を持つ音節は A 類（甲類）と判断できます。舌上音【B₂ 組】は B 類（乙類）と判断できます。半舌音【力類】は A 類（甲類）5 例、B 類（乙類）2 例です。もしも 2 例を何らかの例外として処理できるならば A 類（甲類）です。例外として処理できなければ A 類（甲類）でも B 類（乙類）でもなく、反切の作成者（もしくは使用者）は A 類（甲類）と B 類（乙類）の間のように感じた、と判断することになりそうです。

中村：三根谷氏はそのような判断は加えず、反切下字の分布の事実のみを述べた。たしかにこの表 1 だけからでは、確定的なことは何も言えそうにありません。判断は次の三根谷表 3 に委ねるように見えます。

3. 三根谷徹(1953)を読んで：表 2

吉池：下に挙げた表について三根谷氏は「次に、A, B, B₂ の各組を帰字とする場合の反切下字を分類して次の結果を得た。」（51 頁）とだけ述べます。何を資料としてどのような手順で表を作成したかについて一切ふれません。表 1 の数字の扱いから見て、この表の数字の是非については不安があるのですが検証することもできません。この数字を“そのまま受け入れた”としたならば、表 2 は何を語るかという観点から検討する以外にありません。

なお、表中の【】は理解の便宜のため今対談者が付したものです。三根谷徹(1953)はこの表について命名しませんが、われわれは三根谷表 3 と呼ぶことにします。

三根谷表 3

反切下字 帰字	A	B ₁	B ₂		C	D		
			力以外	力	【非幫 3, 4】【見曉 3, 4】			
A組【照 3, 精 4】	453	0	21	125	12	64	675	
B ₁ 組【照 2】	11	20	9	34	9	44	127	
B ₂ 組	力類以外【知】	72	0	16	91	5	28	212
		力類【来 3】	34	1	14	…	2	18
	570		21	60	250	28	154	1083

中村：三根谷表 3 は、先の三根谷表 1 とは帰字と反切下字の縦横の配置が異なるので注意が必要です。この表は、広韻の A 組（照 3 等、精 4 等）と B₁ 組（照 2 等）と B₂（舌上音）、B₂（半舌音来母）の被切字（帰字）と反切下字の関係を表にしたもので、これにより「舌音は中性」であるという議論を展開するのですが、分かりにくい表です。

吉池：三根谷表 3 に就いて三根谷氏は次のように述べます。なお、引用文中の【】および議論のなかの【】は全て対談者の注記です、注記の【照 2】は 36 字母の、照 2 等・穿 2 等・牀 2 等・審 2 等の照組の 2 等であることを指します。以下同様とします。

「B₁ 組【照 2】が乙類に属する可能性のあること及び B₂ 組【知、来 3】の力類【来 3】が甲乙両類の中間的存在であることは略々明瞭であり、前表【表 1】で乙類に属するかに見えた力類【来 3】以外の B₂ 組【知】はここでは甲類的特色が強く現れ、或は力類【来 3】と共に中性的であったかとも考え得る。」（52 頁）

中村：三根谷表 1 の解説とは異なり、三根谷表 3 の解説では、一転して三根谷氏の判断が加わります。ただ、三根谷氏自身が三根谷表 3 の不備を認めているように（下記引用）、反切下字の C【非幫 3, 4】と D【見曉 3, 4】は、少なくとも今議論となっている事項の検討に対して全く意味を持ちません。

「反切下字の C【非幫 3, 4】D 類【見曉 3, 4】の甲乙の別が吟味されていない他検討を要する点が多く残されている。」（52 頁）

吉池：三根谷氏は、三根谷表 3 に依って「B₁ 組【照 2】が乙類に属する可能性のある」と判断しますが、そのような事実は読み取れませんね。むしろ反切下字に A【照 3, 精 4】が 11 例使用されているので、甲類(A類)的と言えなくもない。なお、B₁ 組【照 2】の反切下字に B₁【照 2】が比較的多く 20 例使用されるのは、同類であるから当然のことです。

舌音の問題

中村：三根谷氏は「B₂組【知、来3】の力類【来3】が甲乙兩類の中間的存在であることは略々明瞭」と述べるわけですが、三根谷表3に依る限りそのようなことは読み取れません。力類【来3】の反切下字として、A組【照3,精4】が34と最多であることから見て、むしろ、甲類(A類)的と判断することが可能です。

吉池：問題はもう一つあります。「力類【来3】以外のB₂組【知】はここでは甲類の特色が強く現れ」とします。このことについては、B₂組【知】の反切下字にA組【照3,精4】が多く72であることから見て、確かに甲類(A類)的です。しかし、三根谷表1で舌上音【B₂組知】は乙類(B類)に5例使用されており乙類(B類)的に見えます(実際は甲類(A類)の反切下字にも舌上音が2例あるが、三根谷氏はこの2例を無いものとして判断しているはずです)。この矛盾する両資料を、三根谷氏はどのように理解したか、次のとおりです。

「前表【表1】で乙類に属するかに見えた力類以外のB₂組【知】はここでは甲類の特色が強く現れ、或は力類【来3】と共に中性的であったかとも考え得る。従って、かりにB₁組【照2】を乙類と認め、B₂組【知、来3】が力類【来3】を含めて中性であったとするならば、広韻の反切を通して知られる(切韻においてもそうであったと推定される)甲乙兩類の別は次の如くと示される：

甲……A【照3,精4】		C【非幫4】D【見曉4】
	B ₂ 組【知、来3】	
乙……	B ₁ 組【照2】	C【非幫3】D【見曉3】

(52頁)

B₂組【知、来3】の反切の一見矛盾する事柄を、どのように理解するか、三根谷氏は直ちにB₂組は“中性的”と断ずるわけですが、そのような判断は可能なのでしょうか。

中村：なぜ矛盾するように見える現象が起こるのか、そのこと自体を検討せずに、B₂組すなわち舌音を“中性的”と断じることは議論の飛躍です。

吉池：三根谷表3に依る限り、B₂組【知、来3】の【知】と【来3】の両者は共に甲類(A類)的です。ところが、三根谷表1のB₂組【知】は乙類(B類)的で(甲類(A類)の2例を0とする三根谷氏の過誤をそのまま認めた場合)、半舌音【来3】は甲類(A類)が優勢で乙類(B類)も混じるという状況です。

たしかに、なぜこのような一見矛盾に見える現象が起こるのか、検討されなければならないのは、そのこと自体です。音韻論的解釈と称して、重紐甲類(A類)・乙類(B類)の相異を声母の違いに帰して、舌音における問題を棚上げするのは、音韻論的解釈の乱用と言わざるを得ません。

中村：思うに、三根谷徹(1953)の最大の問題は、重紐を声母の違いとしながら、反切上字の検討を行っていないという点にあります。

反切上字の検討

吉池：具体的にはどういうことでしょうか。

中村：例えば、以下の例を見て下さい。広韻と王三の反切が異なる場合にはカッコに王三の用字を記します。なお、三根谷徹(1953)は甲類・乙類とするので、それに従いましたが、現在はふつうA類・B類という用語を使うので、支障が無い限り、これ以降はA類・B類として議論を進めます。

表 4

支韻並母	「陴 符支切 (符支反)」 (A類)	*符と苻は同音。王一は「符支反」
	「皮 符鞮切」 (B類)	
脂韻群母合口	「葵 渠追切 (渠佳反)」 (A類)	*切三も「渠佳反」
	「達 渠追切」 (B類)	
真韻影母開口	「困 於真切 (於鄰反)」 (A類)	
	「醫 (齏) 於巾切」 (B類)	*醫・齏は異体字。

上の例では、反切上字にA類・B類ともに同じ字が使われています。同様の例は少なくありません。重紐のA類とB類に同じ反切上字を用いる例が多く存在することは、その反切の作成者および切韻の編纂者がA類・B類の声母を異なるものとは感じていなかったことを示しています。

吉池：表4のように、整理された結論のみが提示されると、議論している当該の事項が、重紐全体のなかでどのように位置づけられるのか、私には分かりません。まずは有坂秀世(1937-1939)が示した広韻の69対の重紐に依って反切上字がどのようになっているか、その全体像を示して欲しいところです。もちろん、重紐のA類、B類のみで、対とならない小韻もありますし、広韻と原本切韻との相違も考慮しなければなりません。それはそうなのですが、まずは広韻の69対に依って反切上字の状況を概観したいものです。

中村：表4の説明において「同様の例は少なくありません」としたわけですが、広韻の69対の重紐なかで、同じ反切上字を使用しているものがどのくらいあり、どのような字を用いているかを示して欲しいということですね。

吉池：そういうことです。

中村：順を追って確認します。まずは、重紐A・B類の反切上字にどのようなものが使われているかの概略を確認すると次のとおりです。表のC類は、A・B類以外の唇牙喉音声母を持つ音節と考えてください。(61)の尤韻の例をC類被切字として挙げていないのは表2と同様です。A類被切字に対する直音上字は、(21)嬾(呼恚切)と(32)血(火季)の2例、B類被切字に対する直音上字は(56)蔗(滂表切)の1例です。

表 5

	A類被切字	B類被切字
A類上字	27	2
B類上字	0	18
C類上字	41 [40]	48 [47] ←カッコ内は(61)尤韻の例を除いた数
直音上字	2	1
	70	69

吉池：A類被切字が69ではなく70になるのは、下記(32)番の3小韻対立例によるものですね。仮に、瞞(香季切)【A類】を削除すると「香」はC類上字なので表5のC類上字の41から1を引いて40とする。仮に、血(火季切)を削除するとなると「火」は直音上字なので表5の直音上字の2から1を引いて1とする。いずれかの処置を施すことによって、A類被切字は69に納まるというわけですね。

(32)獐(許位切)【B類】・瞞(香季切)【A類】・血(火季切)【A類】共に至韻合口曉母

中村：そういうことです。

吉池：概略ですが、A類被切字の反切上字のうち、A類は39%、B類は0%、C類は59%となる。B類被切字の反切上字のうち、A類は3%、B類は26%、C類は70%となる。反切上字と被切字の間に、所謂類相関がみられるわけですが、先の表4のような同音の反切上字が使用されるのは、A・B被切字に対するC類上字でしょうから、それがどのように成っているか知りたいところです。

C類上字中の同音となる対

中村：まず、A類とB類の被切字に対して同じ反切上字が使われるものが23例あります。69例のうち23例ですから、ちょうど三分の一にあたります。これには上で問題にした「(61)丘(去鳩切)・怵(去秋切)共に尤韻開口溪母」を含みます。最も多いのが影母「於」で9例、

次いで見母「居」4例です。溪母「去」、並母「符」、滂母「匹」が各2例、曉母「許」、群母「渠」「巨」、幫(非)母「甫」が各1例です。

吉池：たしかにA類被切字とB類被切字の反切上字のうち、三分の一に於いて同じ反切上字を使用しているとなると、A類とB類を直ちに異なる声母とするわけにはいきませんね。

中村：反切上字で声母を表わすのが反切の常道ですから、反切上字に同音を使用するからには、その使用者は、A類被切字とB類被切字の声母は同音であるとの意識のもと反切を作った、もしくは作られていた反切を確認したと見なすことができます。

吉池：しかし三根谷氏は、重紐に於ける反切を特殊なもので見なしていたようですね。

重紐の k:kj の別は反切下字が表わす？

吉池：三根谷徹(1953)には次のようにあります。

「なお、反切の表記法とここに考えた体系との間には次の如き関係が見られる。即ち、反切上字は古：居などの如き区別を有するが、それはⅠ・Ⅱ群：Ⅲ群の別に適用されて——すなわち介音(副母音) /-i-/の無・有に相当——k:kj の如き対立は書きわけず、この k:kj の別は反切下字によって表わされるのが原則である。(ただし、時に反切上字によって書きわけられることがある。cf. p. 64 [本書 p. 51])」 (53-54 頁)

中村：これが所謂牙音のみについて言ったものか、それとも唇牙喉音全てについて言ったものかはっきりしませんが、k:kj という表記で、重紐における非口蓋化声母と口蓋化声母の対立の全般を代表させていると見ていいのでしょうか。

吉池：ところで、「Ⅰ・Ⅱ群：Ⅲ群の別」とするところの「Ⅰ・Ⅱ群」ですが、三根谷氏の48頁によると、Ⅰ群は「主として乙群の反切上字をとる韻類。例：東_紅，冬，齊，等。」とのことです。ここで言う「乙群」は、陸志韋(1939)⁷の51声類を甲乙二つに分類したもので、1,2等の声母の字群です。Ⅱ群は「主として乙群及び甲群B₁組の反切上字をとる韻類。例：江，佳，山，等。」とのことです。ここで言う甲群B₁組は照穿牀審の2等字です。そうであるならば「Ⅰ・Ⅱ群」は、1,2等の声母と結びつく韻類を指すことになります。「Ⅲ群」は「主として甲群の反切上字をとる韻類。例：東_融，鍾，支，等。」とのことです。ここで言う甲群は3,4等の声母の字群です。そうであるならば「Ⅲ群」は、3,4等の声母と結びつく韻類を指すことになります。したがって、Ⅰ・Ⅱ群とⅢ群の別は、介音が直音(Ⅰ・Ⅱ群)の韻類であるか、それとも拗音(Ⅲ群)の韻類であるかの別ということになります。

⁷ 陸志韋(1939)「證廣韻五十一聲類」『燕京學報』第25期、1939年、1-58頁+表2。

中村：Ⅰ・Ⅱ群とⅢ群の別が問題となる場合は、声母の違いが反切上字に現れる。しかし、重紐A類とB類の別が問題となる場合は、反切上字ではなく、声母の違いは反切下字に現れるとのことですが、これは反切の原則を無視したものです。

吉池：たしかに反切の原則を無視していますが、“仮に”、反切の原則を無視した反切の用字法を認めたとして、先の中村さんの表2を見ると、A類被切字の反切下字として、歯音4等（歯頭音）を用いる例が10あります。表2中で（）で示した数は三根谷表1の数で、この11は誤りです。

下に10例を挙げます。これらの中古音は、ふつう[tʃi-, tʃhi-, si-, zi-]であり、声母は口蓋化していないとされます。口蓋化していない破擦音や摩擦音の反切下字が、口蓋化した被切字の唇牙喉音を表わすとするのはどうなのでしょう、これを道理の上で説明するのは困難です。三根谷氏は、どうしてこのような無理をしてまで、A類とB類の異なりを声母の対立に帰したのでしょうか。

- (5) 𪛗 (居隋切) 隋は邪母4等
- (6) 𪛗 (去随切) 随は邪母4等
- (14) 𪛗 (匹賜切) 賜は心母4等^補
- (18) 𪛗 (於賜切) 賜は心母4等
- (33) 𪛗 (魚祭切) 祭は精母4等
- (43) 一 (於悉切) 悉は心母4等
- (55) 𪛗 (方小切) 小は心母4等
- (58) 𪛗 (於小切) 小は心母4等
- (59) 𪛗 (彌笑切) 笑は心母4等^補
- (61) 𪛗 (去秋切) 秋は清母4等

中村：理由は主に二つあると思います。第一は、三根谷氏が研究対象としていたベトナム漢字音において、唇音A類が舌音化（ないし歯音化）していることです。これはすでに有坂氏が指摘していたことで、A類に口蓋的介音を想定した根拠の一つになったものです。第二は、舌音（知組、来母）の反切下字がA類にもB類にも用いられることへの対処です。舌音字が反切下字になると、A類字とB類字が系聯してしまうことが多いのです。例えば、(48)番の「筋（方別切）・驚（并列切）」では、「別（皮列切）」を介して両者は系聯してしまいます。介音に音韻的な差異を求めた場合、舌音字の介音がA類的なのかB類的なのか判断できない。それならば介音ではなく、声母の方に差異を設ければ、舌音の介音問題が解消するというわけです。

吉池：テクニカルな手法ですね。

中村：あまりにもテクニカルすぎるのです。三根谷氏の「この k:kj の別は反切下字によって表わされるのが原則である」との言は、テクニカルというより、不合理です。どのような理屈で反切下字が声母を表すのでしょうか。

所謂“音韻論的解釈”

吉池：先に、三根谷氏の“音韻論的解釈”は解釈の乱用であるとししました。強い言葉ですが他に言い方が見つかりません。三根谷徹(1953)に次の一文があります。

「そのようなことは音声学的に見て厳密に言えばあり難いのであって、その何れに差別を認めるかというのは音韻論的解釈の問題である。」(49 頁)

ここは重紐の違いが、介音にあるか、主母音にあるか、それとも介音と主母音の両者にあるか、そのいずれに差別を認めるかというのは「音韻論的解釈の問題」であるとしします。しかし、音韻論的解釈は、反切などの事実に先立って存在するものではないでしょう。先ず反切などの事実に基き判断する。事実に基き、ア論とイ論とウ論のいずれの論もほぼ同等に成り立つ場合に音韻論的解釈に依るとするのが議論の筋です。

中村：三根谷氏は「切韻の音韻体系は、切韻において音の表記に用いられた反切の整理研究によって明かにせらるべきであり、分類はその中に求められなければならない。」(45-46 頁)と明言しているにも関わらず、反切の原則を無視した形で音韻論的解釈を作り上げたわけです。

三根谷徹(1953)には、①舌音は中性的である、②、重紐甲類(A類)・乙類(B類)の相異を声母の相異に帰す、という結論が初めにあり、その結論に合わせるために反切の都合の良い部分を利用している。もっとも三根谷表 3 は、結論を導き出すことにとっても不都合です。重紐の違いを、声母の違いとするアイデア自体が、おそらく当時は思いがけないものであり、見事なものに見えたため、論文の内容が十分に検討されることもなく、受け入れられる事となったのではないのでしょうか。

吉池：我々の結論は、重紐A類と重紐B類の別を口蓋化声母と非口蓋化声母の別とする三根谷説は成り立たないということですね。

三根谷説の影響

中村：我々の結論はそういうことですが、三根谷徹(1953)の三根谷説はその後一定の影響を及ぼします。平山久雄(1967)⁸ は日本における漢語中古音研究に大きな影響を与えた文献

⁸ 平山久雄(1967)「中古漢語の音韻」『中国文化叢書 1 言語』大修館書店、初版 1967 年。五版 1981 年、112-166 頁による。

ですが、そこには「声母における口蓋化の差異をむしろ音韻的に有意なものと考え、声母口蓋化要素/ɟ/の有（A類）・無（B類）として重紐の諸問題を音韻論的に解決しようとした論文として、三根谷徹「韻鏡の三・四等について」（『言語研究』22・23, 1953年）がある。」（151頁）とあります。

吉池：この記述は、三根谷説を紹介するだけで評価は述べていません。もっとも、紹介するからには三根谷説を認めていると見て良いのでしょうか。三根谷説が成り立つと考えた上で紹介であるならば、その論拠を知りたいところです。しかしその点について言及はないように私には見えます。

中村：平山久雄(1967)は、先ず中古音の音価として、145-148頁において声母と韻母の一覧表を出します。そこにある声母の唇牙喉音声母には、口蓋化声母と非口蓋化声母の対立は無く、非口蓋化声母のみです。韻母は、開口の介音として*i*, *ɪ*の二種を認め、合口の介音として*y*, *ɥ*の二種を認めます。所謂有坂・河野説に依っているわけです。重紐の別を韻母の介音の別として、声母の別とはしません。これが平山氏の中古音の根幹のように見えます。しかし、156-157頁の「韻母の音韻論的解釈」では、重紐を、声母の口蓋化と非口蓋化の別として、韻母に二種の介音は認めず、*-i-*の一種とします。145-148頁と156-157頁の二つの中古音の解釈にはどのような関係があるのか、その説明を聞きたいところです。

吉池：平山久雄(1967)の156-157頁の次の部分ですね。

「中古音の音韻論的解釈はこれまで幾つかの試みがあるが、韻母についての私見を以下に掲げておく。これは三根谷氏の解釈(153頁所掲論文)に若干の修正を加えたもの、支韻/*iew*/、佳/*au*/の解釈は更に検討を要するが試案として記しておく。なお、以下の解釈では重紐が捨象されている。もし重紐を口蓋化声母と非口蓋化声母の対立とみれば (*/ɟ/*を分析して/*p̥j*:/*p*/etc. とするか、分析せず/*p̥*:/*p*/etc. とするかは別として)、韻母はそのままでよい。音韻論にもやはり介音の差とするならば、拗介音/*i*:/*ɪ*/による韻母の対立を加える必要がある。」

ここに言う「三根谷氏の解釈(153頁所掲論文)」とは、三根谷徹(1956)「中古漢語の韻母の体系」⁹です。この1956年の論文は、それに先行する三根谷徹(1953)を認めた上での議論です。先に述べたように、三根谷徹(1953)で展開される三根谷説、すなわち重紐の別を声母の別とする説は成り立たないというのが我々の結論です。平山久雄(1967)は、介音の別とする所謂有坂・河野説を支える論拠(反切など)と、声母の別とする三根谷説を支える論拠(反切など)が同等であり、音韻論的解釈としては何れも可能であるという前提に立った議論です。

⁹ 三根谷徹(1956)「中古漢語の韻母の体系」『言語研究』31、8-21頁。

中村：重紐を声母の別と解釈し得るとするならば、先ずもって、その論拠を提示すべきですが、それは難しいでしょう。

吉池：必要な論拠には二種ありますね。

- ① 先ず舌音（知母などの舌上音と来母3等）がA類とB類の中間的なものであることを論証するための論拠。仮に被切字A類とB類の両者の反切下字に舌音が用いられていることが反切の調査から明らかになったとして（三根谷徹(1953)は明らかにしていない）、それによって直ちに舌音は中間的だと断ずるわけにはいかず、舌音が重紐A類とB類に併用されることと、舌音の性質が中間的であることの間を繋ぐ説明が必要。
- ② 次いで、仮に舌音が中間的であると論証し得たとして、舌音が中間的であるからと言って、直ちに重紐の別は声母の別であると断ずるわけにはいかない。韻母の違いとする説（有坂・河野説や藤堂説）と、声母の違いとする説（三根谷説）のいずれが、反切の上で有利であるかを検討する必要がある。声母の違いとする説（三根谷説）にはそれが無い。

もともと、音韻とは何かという根本的な哲学の違いがあり、乗っている土俵が違っており、“おまえは何を言っているのだ”と、一笑に付されるかもしれませんが。

中村：そうであったとしても、少なくとも三根谷説が成り立つとする論拠を明示してもらいたいと思います。もともと、平山久雄(1967)は、研究と概論を兼ねた文献であり、字数の制限も有ったことでしょう。詳細は三根谷徹(1953)に譲ったということなのかも知れません。平山久雄(1967)よりだいぶ後になりますが、重紐韻の介音の音価を詳しく論じたものとして平山久雄(1991)¹⁰があります。その中の「3.2 三根谷徹氏の音韻論的解釈」において、三根谷(1953)の所論を簡単にまとめた後で、次のように述べます。

「三根谷氏の指摘されるように(61頁)、音節内における音韻的一要素の相違は、調音の同化作用を通じて、音節の各要素すべての音声的相違として発現しうるものであるから⁽⁷⁾。その意味で重紐の区別を介音・主母音・声母のいずれに帰するかはすぐれて音韻論的解釈の問題である。」(11頁)

そして注(7)にその具体例を挙げるのですが、これが私にはマヤカシとしか思えないものです。

吉池：どのようなものでしょう。

¹⁰ 平山久雄(1991)「中古漢語における重紐韻介音の音価について」『東洋文化研究所紀要』第113冊、1-41頁。

中村：北京語の「卵」/luan 上/：「軟」/ruan 上/のペアについて、インフォーマントの発音を平山氏自身が聞いたところ、その発音が「声母の音声が異なるばかりかでなく、介音・主母音・韻尾に至るまで、はっきりと観察できる程の音声的差異があった。」として、「これらの音声的差異は音韻論的にはすべて声母/l-/ /r-/の差異に伴うものとして理解される。」と述べます。

吉池：これは音韻論的解釈というものの一例を示したのではないですか。

中村：そうです。しかし、三根谷氏の音韻論的解釈の補説としては甚だ不適當です。問題は二点あります。第一点は、平山氏の例は自身の観察による事実に基づいたものですが、三根谷氏の解釈には基づく事実がありません。重紐のA類とB類が声母・介音・主母音においてすべて異なるというようなことは反切からは全く見て取れません。第二点は、「卵」と「軟」の場合には、話者にとっても聞き手にとっても、その声母が違うことは明白で、そこに音韻論的な差異を求めることに特段の問題が生じません。一方、重紐に関しては、声母が違うことが明白でないどころか、当時の人々は同じだと感じていたことが反切から明らかです。

吉池：つまり、平山氏の例は一般論としてのもので、重紐の検討において類例となるものではないということでしょうか。

中村：その通りです。結局、三根谷論文の論拠を検討することなしに、舌音字の中性的性格を認め、それに基づいて、音韻論的な差異を声母に求める案を採用したわけです。平山久雄（1991）については改めて議論したいと思います。

吉池：その平山久雄（1991）ですが、平山久雄（1967）とは議論の進め方が大部異なりますね。私には、重紐の別は声母の別であるという音韻論的解釈に全面的に舵を切った論文のように見えます。

中村：平山久雄（1991）は、上田正（1975）の推定した原本『切韻』により、被切字と反切下字を対応させ下字の使用数とパーセントの表を出します。この表は信頼の置けるものようです。その表の数値により、舌音を“中間的”と結論し、重紐の別を声母の別と解釈して、声母と韻母の一覧表を出したものです。この平山久雄（1991）を含めて、舌音の帰属の問題については次回議論したいと思います。それでは今回はここまでとしましょう。

補説：吉池の発言の部分に於いて、反切下字に歯音4等字を用いる10例をあげた。10例の中には「A類上字+歯音4等」と「C類上字+歯音4等」がある。このうち議論に関わるのは「C類上字+歯音4等」のみ。(14)と(59)は「A類上字+歯音4等」であり議論に直接の関りは無い。(吉池：2024.6.19)